

○「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>5の3の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2から8の6の2-5までの取扱いは、規則第5条の3の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「<u>中間貸借対照表に</u>」と、「<u>貸借対照表の</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表の</u>」と、8の6の2-1-3中「<u>貸借対照表の</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表の</u>」と、「<u>当事業年度</u>」とあるのは「<u>当中間会計期間</u>」と、「<u>当該事業年度</u>」とあるのは「<u>当該中間会計期間</u>」と、「<u>貸借対照表日</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表日</u>」と、8の6の2-5中「<u>当事業年度</u>」とあるのは「<u>当中間会計期間</u>」と、「<u>貸借対照表日</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表日</u>」と、「<u>貸借対照表計上額</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表計上額</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>5の3の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2及び8の6の2-1-3の取扱いは、規則第5条の3の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「<u>貸借対照表の</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表の</u>」と、「<u>当事業年度</u>」とあるのは「<u>当中間会計期間</u>」と、「<u>当該事業年度</u>」とあるのは「<u>当該中間会計期間</u>」と、「<u>貸借対照表日</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表日</u>」と読み替えるものとする。</p>